



2019年度決算概要

事務長 松屋 直人

2019年度の法人単位の貸借対照表及び事業活動計算書の概要を記載しました。

法人単位の事業活動計算書のサービス活動増減の部における収益は 1,047 百万円（前年度比 97%）、費用は 1,096 百万円（前年度比 104%）で、増減差額は-49 百万円となりました。人件費は、724 百万円（前年度比 103%）で、収益計に対する比率は、69%でした。また、当期活動増減差額は、-42 百万円となりました。

2019年度は、当法人の主要事業である就労移行支援事業において、一般企業等への就職等に伴う退所者に見合う新規利用者の確保に苦戦した結果、計画した収入が得られず、-42 百万円という当期活動増減差額となってしまいました。ニーズに沿った事業種の変更等の対応が不十分であった事が、その原因だと思われるので、今後は収支の改善に、最大限の努力を傾注することとしています。

■法人単位貸借対照表（概要）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	288	流動負債	87
固定資産	1,202	固定負債	256
		負債の部合計	344
		純資産の部	
		基本金	278
		積立金	389
		次期繰越増減差額	478
		(内当期増減差額)	-42
		純資産の部合計	1,145
資産の部合計	1,489	負債純資産の部合計	1,489

■法人単位事業活動計算書（概要）（単位：百万円）

勘定科目		決算額
サービス活動増減の部		
収益	介護保険事業収益	11
	就労支援事業収益	160
	障害福祉サービス等事業収益	876
	その他の事業及び寄付金収益	0
	収益計	1,047
費用	人件費	724
	事業費	45
	事務費	190
	就労支援事業費用	115
	その他	22
	費用計	1,096
サービス活動増減差額		-49
サービス活動外増減の部		
収益		8
費用		1
サービス活動外増減差額		7
経常増減差額		-42
特別増減の部		
収益		0
費用		0
特別増減差額		0
当期活動増減差額		-42
繰越活動増減差額の部		
前期繰越活動増減差額		505
当期末繰越活動増減差額		463
基本金取崩額		0
その他の積立金取崩額		26
その他の積立金積立額		11
次期繰越活動増減差額		478

■各種イベントの開催を自粛しております。

当面の間、すずらの会が主催する地域交流イベントなどの催しを中止または延期することにいたしました。今後のイベント開催につきましては、市や県、国の方針に従いまして、随時検討し、ご案内申し上げます。

マスク等物資のご寄付に感謝申し上げます。

相模原西ロータリークラブ様、朝倉自動車整備工場(有)様、(有)内藤木材店様、利用者の方々、保護者の方々、丁岩様(元職員)

新型コロナウイルスの感染が拡大し緊張状態が続く中、複数の企業・団体・個人の方から、法人本部をはじめ、ワークショップ・フレンド、ワークショップ・SUN、大和市障害者自立支援センターへ、マスクや消毒液など大変ありがたいご寄付を頂戴しました。地域の皆さまからのご理解と温かいご支援は、職員一同、何よりの励みになっています。この場を借りて御礼申し上げます。これらご寄付頂いたものは大切に使用させていただき、効率的な運用に努めてまいります。

＜事業所からのお知らせ＞

－ワークショップ・フレンド－

2020年4月1日から就労継続支援B型事業を開始しました。

事業名	定員
就労移行支援	15名
就労継続支援B型 ※新規事業	10名
自立訓練（生活訓練）	15名
就労定着支援	

編集後記

今号では、新型コロナウイルス感染拡大の中、形を変えながら最大限の支援を提供しようと努める各事業所の取り組みを紹介いたしました。今後も、緊急時・災害時等を想定したより良い支援を意識していきたいと思っております。（広報委員会）

広報 すずらん

発行日：2020年7月1日（1996年創刊）

発行元：社会福祉法人すずらの会 理事長 松屋 直人 URL: <http://www.suzuran.or.jp>

所在地：〒252-0328 神奈川県相模原市南区麻溝台7-6-4 TEL: 042-745-8080

編集：広報委員会

2020年

7月発行
第76号

法人の状況について

理事長 松屋 直人

新型コロナウイルスの影響で、世界中が厳しい試練を迎えています。4月に発令された緊急事態宣言下においても、我々の福祉サービス事業については、神奈川県及び相模原市から継続してサービスを提供する様要請を受け、感染のリスクを心配されている利用者の皆様に、少しでも安心して必要なサービスを利用してもらえるよう、利用者の皆様のご協力と職員の熱意で対応して参りました。

何とか、感染者を出すこともなく、最低限のサービスを提供出来てきたのではないかと考えています。ただ、余暇支援につきましては、8月まで自粛ということで、利用者の方々にご迷惑をお掛けしていることは、大変申し訳なく、お詫び申し上げます。

さて、4月から新年度が始まり、6月の定時評議員会にて昨年度の事業報告及び決算が承認されました。ほぼ計画に沿った事業活動ができたものと思いますが、決算においては、就労移行支援事業所における利用者の就職に伴う利用者減を、新規利用者の確保で補うことができず、定員割れにより大幅な収入減となり、結果として資金収支計算書における収支差額が-20百万円、事業活動収支計算書による収支差額が-42百万円という、赤字決算となってしまいました。

新型コロナウイルスの影響で収入が減少するなか、今後、ワークショップ・フレンドの移転、高齢化対応やグループホーム・日中活動事業所のサービスの質を高めるための環境整備等に対する投資が必要となりますので、様々な工夫により、健全な収支状況の実現に努力して行きたいと思っております。

2019年度 苦情解決報告

苦情解決委員会 委員長 溝江 葉月



苦情解決委員会では、皆様からいただいた「ご意見」について、委員の事前検討後、第三者委員が出席する法人苦情検討会を月に1回開催しています。検討会では事業所の対応が適切であったかどうか、再発防止策・改善策が十分であるか等を検証しています。

2019年度に「ご意見」として検証し対応が終了した件数は35件でした。内訳としては、職員の伝え方や対応の不備による「職員の接遇について」が最も多く10件のご指摘をいただきました。次に「書類誤記載」「誤送付・誤送信」が各5件ありました。その他、地域の方から公共の場でのマナーについての情報提供などもいただきました。昨年度は外部からのご意見ばかりではなく、各事業所のご意見として積極的に取り上げたものも多くありました。自らがご意見や要望に気付いて対応しサービスの質を向上させることも目的の1つであることから、その取り組みが定着してきていると思われます。

再発防止への取り組みとして、個々の利用者に寄り添った伝え方や対応を意識して行動することや「ご意見」となる前に気付くことができる仕組み作りが大切であり、実践していかなければなりません。

また、検討会ごとに毎回、検討結果を法人内全体で共有し、「ご意見」については、どの事業所でも起こり得ることとして職員それぞれが受け止め、日頃の自分達の支援や対応を振り返る機会としています。

こうした取り組みを通じて、利用者・ご家族の皆様から『すずらの会で良かった』と安心して利用していただけるよう、今後も苦情解決委員会としての役割を果たしていきます。

① 職員の利用者への接遇	10件
② 誤発送・誤送付・未送信	6件
③ 書類の誤記載・表記間違い	5件
④ その他	4件
⑤ 職員・利用者の迷惑行為	3件
⑥ 説明・情報提供不足	2件
⑦ 提供サービス内容	2件
⑧ 利用料等（退所者口座からの誤引き落とし）	1件
⑨ 加害・損害（利用者聞き取り調査より）	1件
⑩ 権利侵害（書類紛失）	1件
合計	35件



各事業所の感染症防止対策と課題、在宅サービスの取り組みについて (2020年5月現在)

I. 新型コロナウイルス感染症防止対策と課題

1月16日に日本国内で初めての感染が確認されてから徐々に感染が広がり、2月末には全国の小中学校、高等学校、特別支援学校に臨時休校要請が出され、4月7日に7都道府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。社会福祉施設等においては、提供する各種サービスは利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供される事が重要である事から、感染症防止対策に留意の上、事業の継続が要請されました。

すずらの会では緊急事態宣言が出される前から各事業所で感染症防止対策を講じていました。また、現在は法人として感染症に係る予防・対応マニュアルを制定し、各事業所で統一した対策を実施しています。

【感染症防止対策】

- ・マスク着用、手洗い、咳エチケット等の徹底
- ・利用者の健康状態の把握（体温確認等）
- ・事業所内の日常的な消毒・換気
- ・密閉、密集、密接を防ぐ環境設定
- ・外部との接触抑制
- ・時差通所や通所自粛の希望への柔軟な対応

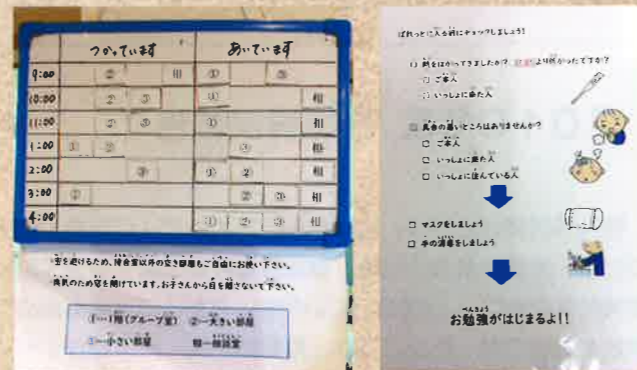


(写真上左：作業風景、上右：消毒風景、下：食堂風景)

各事業所ではこれらの項目を基に感染症防止対策を工夫して実施しています。但し、刻々と状況が変化する中では課題も多くあります。

■ぱれっと・ぱれっとやまと

発達支援グループぱれっと・ぱれっとやまとでは、消毒、換気等の基本的な対策に加え、なるべく密を避けるために同一時間帯の予約数を制限すること、空き部屋を案内することで待合室で待つ方の人数を少なくするという対策を行っています。(写真1) また、来所時の検温の依頼や体調の確認、マスクや手洗い・消毒の奨励については、子どもにもわかりやすいよう、受付時にイラスト付きの確認シートを提示し(写真2)、各々が確認してから療育を開始するという工夫も行っています。その他にも、グループ療育の中で机を囲まず横並びで椅子を配置したり、一人ずつ別の個室に入ってビデオ通話でやりとりする等、できる限りの対策を行ないながら療育を継続しています。ただ、子どもとやりとりする中では、身体接触を伴うコミュニケーションや遊びが不可欠な場合も多くあります。そのため、子どもたちに距離をとってもらうことは難しいことと考えています。マスクの着用についても、保護者の皆様は子どもに着用させるよう努力していただいておりますが、外してしまったり、触ってしまったりするお子さんは多く、これに関しては仕方ないことと考えています。



(写真1：時間帯ごとの空き部屋を示すボード)
(写真2：イラスト付きの確認シート)

消毒や手洗いに関しても同じで、お子さんによってできる範囲で取り組んでいただいています。レイアウトや構造を極端に変えることは、お子さんに不安を与えると考え、実施を控えています。

環境の変化については、日中活動事業所でも同様に、利用者一人一人が環境の変化に対応しようと取り組んでおりますが、中には不安を感じている方もいらっしゃいます。密集を防ぐ環境設定を行った事でタイムスケジュールが変化し、混乱してしまったり、食事の会話を控える事で寂しさや不安を感じてしまったりする事もあります。緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、日常が今まで通りに戻る事は非常に難しい状況です。今後も感染症防止対策を継続し、利用者の皆様の不安が軽減できる対策と、日常のサービスが提供できる様に工夫しながら対応を行っていく必要があります。

【II. 在宅でのサービスの取組と課題】

新型コロナウイルス感染症防止の観点から3密（密閉・密集・密接）を避ける事や、緊急事態宣言下では人との接触機会を8割減少させる事も数値目標となっていました。

その中で、各事業所でのサービスを今まで通り利用する事に関しては、利用者や保護者の皆様から様々な相談がありました。個々の状況によって利用を自粛する方については一部在宅でのサービスを取り入れました。在宅でのサービスについては利用者の居宅等において健康管理、生活リズムの維持・管理、相談支援等の支援を行う事が基本となっており、日々の状況については電話連絡等での確認となりました。電話連絡については、上記確認事項や相談の他に、雑談をしながら本人のストレス発散・軽減に努めたことや、この機会に電話のマナーについての支援を行った事で現在ではマナーが定着した方もいました。



(写真：在宅サービス利用中の利用者に電話連絡をしている様子)

就労移行支援事業や就労継続支援B型事業では、在宅においても一般就労を含む就労継続の前提となる必要な知識や、能力の向上のために出来る限りの支援が求められ、各事業所の特色に合わせた訓練プログラムを行いました。

■ワークショップ・フレンド

ワークショップ・フレンドでは、在宅でのサービスとして利用者に就労プログラム（学習プログラム、就労に向けた準備プログラム、清掃作業プログラム）を提案し、この中から1つを選択してもらう取り組みを行いました。

通勤時に公共交通機関を利用するため、感染リスクを減らすことを目的として在宅でのサービスを希望したAさんは、在宅中は清掃プログラムを選択し、自身の居室や浴室等の清掃を行いました。清掃を行う事でご家族に喜ばれた事がご自身の喜びにもつながったようです。Aさんは、新



(写真：清掃作業や就労に向けた準備プログラムのワークシート)

型コロナウイルスへの感染が心配だった為、自宅で過ごす事が出来て良かったと話されていました。清掃プログラムの他にも、毎日履歴書作成の練習をする等、意欲的に取り組まれました。

■大和市障害者自立支援センター

大和市障害者自立支援センターでは、在宅で取り組む課題については個別に相談し、スケジュールを組みました。パソコンを使用した課題では、エンカククラウドを導入して、ウェブ上での出退勤の管理や、eラーニング等の課題のタスク管理等、いくつかの課題の中からその日に取り組む内容を自身で選択し、一日のプログラムの組み立てや、課題提出日に合わせてのスケジュールリングも行いました。その他、ペン字練習や、ニュースの考察等、今だからできることを就職の準備として提供できるよう努めました。当初は、ご自身でのスケジュールリングに難しさを感じたという利用者Bさんは、次第にペースをつかみ、「新しい働き方」の練習が出来たと非常に満足されたようです。就職に向けて、またひとつ自信がついたと話されました。



(写真：エンカククラウドでのやり取り写真)

在宅でのサービス提供では、普段事業所で行っている受注作業を自宅で行う事は難しく、在宅で単独で取り組める課題等には限界があります。取り組んでもらう課題が本当にこれで良いのかと、戸惑いながらの支援となりました。視覚的な情報を得られない状況での電話対応の難しさや、他サービスとの併給といった、制度的な問題にも直面します。また、長い在宅利用から通所利用に戻る際に、体力面や対人面での課題や負担感がどのように影響するかという懸念もありました。一方で、在宅でのサービスに取り組む事で、「実際に就労して在宅ワークになったら・・・」といった今後起こりうる緊急事態に対応する練習の機会となったこと、また、体調によって外出が難しくなる利用者については、他者からの影響を受けずに在宅で課題を行う事が出来るといった新たな発見も得られる機会となりました。

このように、すずらの会では、刻一刻と状況が変化する中で感染症防止対策を続けながら、本来の目的である就労支援・生活支援・発達支援のみならず、生活リズムの維持、人とのコミュニケーションの機会、生活への刺激、集中して活動に取り組む機会、気分転換などを目的として、できる範囲で様々なサービスを提供しています。ただ、現在も状況が日々変化している中で、現場では常に様々な判断を求められています。今後も様々な対策やアイデアを考えながら、可能な限り支援を続けてまいります。

(編集：広報委員会)